

野田市自転車等駐車場条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 1 号

野田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

野田市自転車等駐車場条例（平成 1 4 年野田市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

野田市駅市営第 1 自転車等駐車場	野田市野田 1 4 8 番地の 6
野田市駅市営第 2 自転車等駐車場	野田市野田 1 4 8 番地の 1 0

を

」

「

野田市駅市営自転車等駐車場	野田市野田 1 1 4 番地の 1 1
---------------	---------------------

に

」

改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「駐車場」を「川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場及び梅郷駅東口市営自転車等駐車場」に改める。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（野田市駅市営自転車等駐車場の管理）

第 1 7 条の 2 野田市駅市営自転車等駐車場の管理についての第 1 0 条第 1 項及び第 3 項、第 1 2 条、第 1 4 条各号列記以外の部分及び同条第 3 号並びに前条の規定の適用については、これらの規定（同条を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。

別表中「野田市駅市営第 1 自転車等駐車場、野田市駅市営第 2 自転車等駐車場及び川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場使用料」を「野田市駅市営自転車等駐車場及び川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場使用料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の野田市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する野田市駅市営自転車等駐車場に係る新条例第17条の2の規定により読み替えて適用する新条例第10条第1項の規定による定期使用の許可、新条例第11条第1項の規定による使用料の納付及び新条例第13条の規定による使用料の還付に関し必要な手続その他の行為は、新条例の施行前においても行うことができる。